

最上町農業委員会第18回総会議事録

日 時 平成30年11月26日(月)午前10時00分～
場 所 最上町役場3階第1会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 寫 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃 事務局次長 荒木広康

4. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 30 年度最上町農業委員会第 18 回総会を開会いたします。本日は全員出席しておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、3 番委員、4 番委員兩名にお願いいたします。それでは、日程第 3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、受理したものである。平成 30 年 11 月 26 日提出。

(報告第 1 号 朗読説明 3 件)

議 長 : ただ今報告第 1 号について事務局より説明がありました。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。

平成30年11月26日提出。

(議案第1号 朗読説明4件)

議長 : 議案第1号について事務局より説明がありました。1番から4番までは調査員報告があります。お願いいたします。

4番委員 : 現地を確認してきました。位置図にて確認をお願いいたします。この農地は以前より交換して耕作しており、多少の面積の違いはありますが、名義の変更には問題はないと思い確認してきました。以上です。

議長 : ご苦労様でした。議案第1号についてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。無いようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成30年11月26日提出。

(議案第2号 朗読説明1件)

議長 : 議案第2号について事務局より説明がありました。1番については調査員報告がございます。

7番委員 : 場所は位置図にて確認をお願いいたします。この場所は、9月の案件にあった砂利採取の隣の田になります。現在は休耕田となっておりますが、維持管理はしているようでした。被害防除計画にあるように、近傍の農地には影響がないと思われまます。運搬経路に関しても道路の管理はしっかりとしているのので、碎石の運搬にも影響はないと思えます。以上です。

議 長 : ご苦労様でした。議案第2号についてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第3号「農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成30年11月26日提出。

(議案第3号 朗読説明5件)

議 長 : ただ今事務局より説明がありました。議案第3号については5件の議案がありますが、4番は当事者がおりますので、4番を除いた案件について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

(11番委員挙手)

11番委員 : 3番について、位置図で751-1の場所が確認できませんが、751-4の場所と一緒にのでしょうか。

事務局 : 面積が少ないため、位置図には記載できませんでしたが、751-4の場所にあります。

議 長 : 751-4の場所に含まれるということです。よろしいでしょうか。他にございませんか。

(3番委員挙手)

3番委員 : 1番について、位置図では耕作されていないようにみられますが、どういった所有権移転なのでしょう。現在の所有者は、何を耕作していたのでしょうか。

事務局 : 地目は田ですが、現所有者は転作田として利用しており、その状態で取得する予定です。

議 長 : ほかにございませんか。ないようでしたら議案第3号の4番を除いた案

件につきまして採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の4番を除いた案件については、原案のとおり承認されました。続きまして、4番の案件ですが、会議規則第11条により当事者退席の審議になっております。

(当事者退席)

それでは、議案第3号の4番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第3号の4番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の4番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成30年度最上町農業委員会第18回総会を閉会いたします。